

令和  
五條市議会第四回定例会会議録(第六号)  
七年

令和七年十二月二十四日(水曜日)

議事日程(第七号)

令和七年十二月二十四日(水曜日) 午前十時開議

- 第一 議第五十号 五條市債権管理条例の制定について  
議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について  
議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正について  
議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正について  
議第五十五号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について  
議第六十三号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について  
第二 議第五十八号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正について  
議第五十九号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止について  
議第六十号 五條市大塔郷土館条例の廃止について  
議題六十一号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について  
議第六十二号 財産の取得について  
議第六十四号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について  
第三 議第六十五号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
第四 議第六十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

- 第五 議第六十七号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
- 第六 議第六十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第七 同第 十一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第八 同第 十二号 五條市監査委員の選任について
- 第九 発議第 八号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第十 発議第 九号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について
- 第十一 発議第 十号 五條市議会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	窪	吉	谷	仲	中	小	田
富	田	口	塚		田		山	本	原	中
美	雅	耕		佳		勝		賢	由	隆
恵										
子	範	司	実	秀	正	啓	嘉	二	子	史

欠席議員（一名）

説明のための出席者

事務局職員出席者

市長	平
副市長	福
教育長	井
技監	原
市長公室長	池
総務部長	戸
危機管理監	辻
すこやか市民部長	亀
あんしん福祉部長	馬
産業環境部長	場
都市整備部長	谷
教育部長	林
西吉野支所長	安
大塔支所長	栗
会計管理者	横
財政課長	窪

  

平	岡
福	塚
井	上
原	田
池	嶋
戸	野
辻	佳
亀	和
馬	由
場	美
谷	隆
林	利
安	義
栗	尚
横	章
窪	泉
	榮
	林
	井
	田
	満
	光
	伸
	淳
	真
	也

五番  
秋  
本  
直  
嗣

午前十時開会

事務局長	久保雅彦
事務局次長	川西孝章
事務局総務係長	神農典子
事務局係員	番匠悠輝
速記者	福本光希

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る十五日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

秋本直嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。去る十五日に行いました議案審議におきまして、議第五十七号を議題とした際、小笠原議員からの質問に対し、安満教育部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）貴重なお時間をいただき誠に申し訳ございません。それでは、御説明申し上げます。

十二月十五日の議案審議におきまして、議第五十七号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、二番、小笠原議員からの地域限定保育士に係る質問の中で、受験条件についての問いに、「条件につきましては、一般の方、特に資格等はありません。」との答弁をいたしました。正しくは「受験資格として、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者などの受験資格が必要になる予定と聞いております。最終的な受験資格などの詳細内容については、今後、国の基準等に基づき、奈良県が決定し示される予定となっております。」でございました。

お呼び申し上げるとともに、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）以上で発言の訂正を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。（「一番」の声あり）一番、田中隆史議員。

〔一番 田中隆史登壇〕

○一番（田中隆史）議長からの発言の許可をいただきましたので、去る十月十七日、やまとクリーンパークにおいて開催されました、令和七年やまと広域環境衛生事務組合議会第二回定例会の概要を報告いたします。

先に開催された全員協議会終了後、本会議が開会され、南議長の開会の宣告に続き、管理者の山田御所市長から議会招集の挨拶があり、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日間とすることが決定されました。

続いて副議長の選挙が行われ、田原本町議会の植田議員が指名推選により選出されました。

議案審議に入り、報第一号「令和六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告について」管理者から報告があり、質疑及び討論はなく、報告どおり承認されました。

次に、報第二号「令和六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」管理者から報告がありました。

次に、認第一号「令和六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」管理者から歳入総額九億七千八百三十三万六千五百八十八円に対して、歳出総額は九億五千九百九十八万八千五百八十八円で、歳入歳出差引額は一千八百三十四万八千円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであるとの説明があり、議員から、「施設の包括管理運営委託料について」、「施設の長寿命化計画について」、「修繕工事等に対する事務局の監視体制について」、「健康増進スポーツ施設の進捗状況について」、「売電収入と健康増進施設の建設費について」、「周辺地区環境整備事業費補助金の残高について」、「施設の改修・修理費用の費用負担について」、「施設運営に関する修繕基金の創設について」、「健康増進施設の運営費に対する協定書について」、「工事計画区域外の整備について」、「指定管理料について」質疑がありました。本件については、討論はなく、挙手により採決の結果、全員一致で原案のとおり認定され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和七年やまと広域環境衛生事務組合議会第二回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、南和広域医療企業団の議会の報告があります。（「九番」の声あり）九番、福塚 実議員。

〔九番 福塚 実登壇〕

○九番（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、去る十月三十一日、南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議事会令和七年第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに森川企業長から議会招集の挨拶があり、議長から開会宣告・開議宣告・議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

次に、新たに南和広域医療企業団議会の議員に選出された議員の常任委員会委員への選任に引き続き、諸報告として、令和六年度南和広域医療企業団病院事業会計決算審査についての監査報告は、写しの配付をもって報告に代える旨の説明がありました。

続いて、議案審議に入り、認第一号「令和六年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について」は、病院事業収支が、一千五百六万九千八百四十五円の黒字となり、十六億七千七百七十五万六千八百十二円を、繰越利益剰余金として令和七年度に繰り越すことなどの説明があり、次に、議第五号「令和七年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第一号）について」は、人事院勧告に基づく地域手当支給及び高額医薬品等の増加に伴い、三億七千五百万円を補正するものであるとの説明があり、次に、議第六号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく地域手当支給のための条例改正であるとの説明があり、次に、議第七号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、企業長の給与月額の設定や特別職に対する地域手当の支給等を規定するための条例改正であるとの説明があり、次に、報第一号「令和六年度南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について」は、資金不足は生じていない旨の報告があり、本五議案は総務委員会に付託されました。

総務委員会では、付託された議案について慎重審査を行い、採決の結果、いずれの案件も原案どおり認定・可決・報告受理をすることに決しました。

また、理事者からの報告事項として、「オンライン診療を希望される全ての僻地診療所に」、「シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について」、「企業団寄附制度の創設について」、「電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスについて」及び「自治体立優良病院大臣表彰の受賞について」それぞれ説明があり、委員から「シンプル脳ドックの実施方法について」、「オンライン診療の対象範囲について」、「医師の配置について」など、様々な事項について闊達な意見交換を行い、委員会は閉会となりました。

委員会終了後、本会議が再開され、付託議案について総務委員長報告があり、採決の結果、原案のとおり認定・可決・報告受理されました。最後に、総務委員会から申出のあった、議会閉会中の継続審査事項について可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、南和広域医療企業団議会令和七年第二回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、南和広域医療企業団の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。

〔三番 中本賢二登壇〕

○三番（中本賢二）議長から発言の許可をいただきましたので、去る十一月二十五日、奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和七年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の概要について報告いたします。

最初に議長から、閉会中における議会運営委員の指名報告と、管理者の亀田檀原市長から議会招集の挨拶の後、議事日程に入り、会議成立宣言の後、会議録署名議員の指名に続き、議会運営委員会委員長からの報告を受け、会期を十一月二十五日の一日限りとすることが決定されました。

ここで、議会運営委員会より提案のあった、議案勉強会の開催継続と、一般質問の通告期日を議会運営委員会の前日とする案について話し合うため、議会を中断し、全員協議会が開催され、提案どおりとすることが決定されました。また、三宅町議会の辰巳議員から、ドクターへの運航に伴う整備士の問題について質問があり、安定的な運航を目指して県との協議を進めていくとの説明がありました。

本会議が再開し、議長諸報告並びに管理者行政報告は、資料の清覧をもって報告に代える旨の説明がありました。

次に、一般質問があり、十津川村議会の中議員から、「救急車の現場滞在時間が長いことについて」質問があり、訓練等を通じて時間短縮に努めるとの答弁がありました。

続いて、議案審議に入り、「和解及び損害賠償の額の決定の専決処分」の報告について「は、救急車によるひさし破損の賠償額決定の専決処分について報告がありました。

次に、「奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例について」管理者から説明があり、香芝市議会の筒井議員から、「予算額の上昇分を上回る分担金の上昇について」質疑があり、水平補完ではなく、広域消防発足から現在まで払い過ぎていた構成市町村の分担金について、受益性を考慮し、見直しを行ったことによるとの答弁がありました。また、「山岳事案以外の水難事案など、単発的に消防力が集中する災害での全体負担について」質疑があり、受益性の判断については、応援隊の活動時間が百時間を超える事故等を目安としているが、正副管理者会議において検討を重ねていくとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について」管理者の説明の後、田原本町議会の竹邑議員から、「再編を行う利点について」質問があり、奈良県広域全体の職員数を増やすことなく、現場展開力を増やすための合理化であり、消防署における活動能力を向上させることを目的として、来年四月に運用開始となる磯城分署のある第一区分と、大淀署のある第六区分管内の署において、分署化等を先行して行うものであるとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」、「令和七年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第二号）について」及び「財産の取得について」は、質疑及び討論はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、「財産の処分について」は、寄附採納した金二十キログラムのうち六キログラムの売却について、一般競争入札により一億三千百五十九万七千四百六十六円で仮契約中であるとの管理者からの説明があり、御所市議会の南議員から、「売却益について、狭あい道路での救急活動を想定した緊急車両の導入検討と、寄附採納した残りの金の処分について」質問があり、計画的に処分を進め、なるべく早い時期にその方法について議会において説明を行うとともに、売却益の有効利用については、小型の救急車両も含め、寄附された方の御意思と、現場ニーズを十分反映した形のものとするとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「令和六年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、管理者から歳入総額百五十二億一千二百八十一万五千四百十円に対して、歳出総額百五十億一千四百四十二万八千三百六十五円であり、歳入歳出差引額は一億九千八百三十八万七千四百四十五円となるが、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円のため、実質収支額は同額の一億九千八百三十八万七千四百四十五円であるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり認定されました。

最後に、管理者である亀田樞原市長より閉会の挨拶があり、本会議は終了となりました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和七年奈良県広域消防組合第二回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、奈良県広域水道企業団の議会の報告があります。（「二番」の声あり）二番、小笠原由子議員。

〔二番 小笠原由子登壇〕

○二番（小笠原由子） 議長から発言の許可をいただきましたので、去る十一月二十七日、グラントメルキュール奈良樞原において開催されまし

た、令和七年十一月奈良県広域水道企業団議会定例会の概要について報告いたします。

初めに山下企業長から挨拶があり、議長から、新たに選出された議員の議席の指定、会議録署名人の指名の後、会期は二十七日の一日限りとすることに決定しました。

議案審議に入り、議員提出議案の「奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例」、「奈良県広域水道企業団議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「奈良県広域水道企業団議会会議規則等の一部を改正する規則」の三議案については、一括して議題となり、大橋議員から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく一括して採決の結果、原案のとおり可決しました。

次に、「議会運営委員の指名」について、日程に追加され、九名の委員が指名されました。また、「委員長及び副委員長の互選結果の報告」について、日程に追加され、委員長に天理市の大橋委員、副委員長に斑鳩町の木澤委員が選出されました。

次に、「奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」、「奈良県広域水道企業団職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「令和六年度磯城郡水道企業団水道事業会計決算の認定について」、「令和六年度奈良広域水質検査センター組合決算の認定について」、「令和六年度磯城郡水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率の報告について」の六議案については、一括して議題となり、企業長から提案理由の説明の後、大和高田市の南議員及び向川議員、生駒市の塩見議員、斑鳩町の木澤議員、三宅町の松本議員、王寺町の小山議員の六名の議員から当局に対する質問がありました。本六議案については、討論はなく、一括して起立により採決の結果、起立多数により原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出があり、申出のとおり継続調査が認められました。

以上で、上程された全ての議案審議が終了し、閉会に当たり管理者の挨拶があり、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます。令和七年十一月奈良県広域水道企業団議会定例会の報告といたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で、奈良県広域水道企業団の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

「〔なし〕の声あり」

○議長（窪 佳秀）これより、日程に入ります。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭的確にお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）初めに、日程第一、議第五十号から議第五十五号及び議第六十三号の七議案を一括して議題といたします。

本七議案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、御報告を求めます。（「九番」の声あり）総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第五十号から議第五十五号及び議第六十三号の七議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑等の後、採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十号 五條市債権管理条例の制定につきましては、五條市が有する債権管理の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な運営を行うため本条例を制定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、収納課の業務負担についていただいたのに対し、「全ての債権の管理を収納課で担当するわけではなく、基本的な徴収は、引き続き現在の担当課で行っていく。督促以降、適正に債権が発生した状態、かつ、滞納整理が困難である部分について引き継ぐこととなる。」との答弁がありました。また委員から、債権管理条例に関する部署についていただいたのに対し、「収納課、保険年金課、介護福祉課、建築住宅課、教育総務課等、十六課である。」との答弁があり、委員から債権者数及び金額についていただいたのに対し、「令和七年十月末現在で、債権者数は五百五十三件で、金額は二億二千八百一萬四千七百七十二円である。」との答弁があり、委員から債権放棄についていただいたのに対し、「債権放棄を行う手順については、まず債権者を調査し、生活困窮、強制執行で弁済の見込みがないもの、所在不明など、明らかに回収困難であると判断した上で、審査会に諮問し放棄を決定する。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定に基づき、本市における乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである

との当局の説明により了承した次第であり、質疑はなく、本案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正につきましては、休館中の五條市大塔ふれあい交流館を再開するに当たり、再開後の施設の使用用途に適した条例に整備するため、改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、条例改正の主な目的についてただしたのに対し、「交流館の再開後は、地域の振興や住民の交流の場として、自治連合会、大塔町のボランティア団体、福祉ふれあいの会の会合等を実施していくためである。」との答弁があり、委員から、再開する箇所についてただしたのに対し、「二階部分と一階の一部で再開し、三階、四階、大浴場については閉鎖する。」との答弁があり、委員から、交流館での業務及び職員配置についてただしたのに対し、「大塔支所の職員九名のうち、二名から三名を異動させ、施設の維持管理、来訪者の対応等を行う予定である。」との答弁がありました。また委員から、施設使用料の根拠についてただしたのに対し、「大塔の道の駅、総合案内センターレストランの使用料と均衡を図り金額設定を行った。」との答弁がありました。また委員から、ふれあい交流館のよりよい運用、防災拠点としてのさらなる充実についてただしたのに対し、「今回の条例の全部改正については、当該施設を避難所としての機能、地域のにぎわいづくり、コミュニティの形成に資する施設として、再度活用したいというものであり、休館日、使用料については、引き続き地元と丁寧な話し合いを重ね、条例に基づいて柔軟に対応していく。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、より効果的で機能的な業務体制を確立するための機構改革を行うため、地方自治法第五十八条第一項の規定に基づき、市長の権限に属する組織及びその分掌する事務について所要の改正をするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、地籍調査室の変更点についてただしたのに対し、「土木管理課から都市計画課に移管するもので、業務内容等に変更はない。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正につきましては、公立認定こども園三園のうち、ゆめこども園及びきぼうこども園の二園が、令和八年四月一日から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、認定こども園移行に伴う敷地、建物の提供方法についてただしたのに対し、「連携法人と契約を交わし、協定期間六年間の無償貸与となる。」との答弁があり、委員から、職員の雇用形態についてただしたのに対し、「公私連携幼保連携型認定こども園の会計年度任用職員については、各連携法人での雇用、採用となる。」との答弁がありました。本案につきまし

ては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきまして、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、現在、きぼうこども園で実施している、一般型一時預かり事業及び病後児保育事業に係る規定を条例から削るため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、保育標準時間についてただしたのに対し、「公私連携後も保育標準認定の子供の保育時間は、午後六時三十分までである。」との答弁があり、委員から、幼稚園型一時預かり事業利用料、月額四百円の現状についてただしたのに対し、「現状についても四百円である。」との答弁がありました。また委員から、病後児保育事業の現状についてただしたのに対し、「病後児保育事業の利用料は、一回二千円であり、現在利用の実績はないが、登録者は一名であり、社会福祉法人智辯会へ引き継ぐ。」との答弁がありました。また委員から、病後児保育事業に対する市の方針についてただしたのに対し、「今回の公私連携により、受託法人である智辯会とも、事業の実施に向けて了解を得ているところであり、公立のみらいこども園での実施については、施設のにも今の段階では実施することが難しいため、今後、公立と私立が連携して、引き続き事業を実施していく。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ十四億八千三万四千円を追加し、総額で二百二十一億一千六百二十五万五千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、仮設バス停留所工事の完成時期と工事概要についてただしたのに対し、「令和八年七月の五條バスセンター閉鎖に伴い、地域住民の乗降場所を確保するため、国道沿いに、バス停留所を設置するもので、バリアフリーのため、乗降場所を十五センチメートル程度かさ上げし、横断防止柵等を設置する工事を行うものであり、令和八年七月中旬の運用開始を考えている。」との答弁があり、委員から、福祉タクシー基本料助成委託料の追加要因についてただしたのに対し、「令和七年度のタクシーチケットを二十四枚つづりから急遽、四十八枚つづりに変更したためである。」との答弁があり、委員から、申請者数についてただしたのに対し、「令和七年度は二百六十二名である。」との答弁があり、委員から、更生医療の詳細についてただしたのに対し、「更生医療は身体障害者手帳所持者が、その障害を除去、軽減する手術で効果が期待できる治療であり、主に透析治療などがこれに該当する。今回の補正理由としては、令和七年度で心臓のペースメーカーを入れる高額な手術があり、医療費が増額したためである。」との答弁があり、委員から、博物館指定管理料の電気代追加は、指定管理料に含まれていなかったのかについてただしたのに対し、「収蔵庫の空調設備のうち、壊れていた湿度制御システムが復旧し、除湿機が正常に稼働するようになったため、必要な電気代を積算し追加を行った。」との答弁があり、委員から、電

気の契約業者等についてただしたのに対し、「業者選定は指定管理者が行うことが基本となっており、関西電力と契約を行っているが、今後、経費の削減、効率的な運用等に努めていただく。」との答弁があり、委員から、五條市保健福祉センター設備改修工事の内容についてただしたのに対し、「保健福祉センターの施設設備の老朽化に伴い、調査の結果、特に法的に是正を行うことが望ましい設備であり、主に、非常用照明灯、防火シャッター等である。」との答弁がありました。また委員から、福祉タクシーチケットの未使用数についてただしたのに対し、「令和六年度は、約四千九百枚である。」との答弁がありました。また委員から、予備費九十四万二千円の用途についてただしたのに対し、「テクノパーク・ならこユニティセンターの自動ドア修繕費用である。」との答弁があり、委員から、スクールバス運行管理業務のバスの運行台数についてただしたのに対し、「現在、十七台運行しており、来年度以降も十七台の予定である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本七議案につきましては、討論を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本七議案は討論を省略することに決しました。

これより、本七議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本七議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本七議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、議第五十八号から議第六十二号及び議第六十四号の六議案を議題といたします。

本六議案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、御報告を求めます。（「七番」の声あり）厚生建設常任委員会、吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました議第五十八号から議第六十二号及び議第六十四号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十七日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑等の後、採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十八号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正につきましては、市の管理権限を明確にすることを目的に、市の直営としながら、指定管理者による管理を行わせることができるように改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、道の駅の三つの定義について対したのに対し、「休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能である。」との答弁があり、委員から、トイレの維持が休憩機能になると思われるが、それ以外の機能について対したのに対し、「二階のレストランススペース、物販スペースも市の直営となるため、貸出しを想定しており、パンフレットの設置を行うことにより、情報発信機能等の役割を果たせるものと考えている。」との答弁があり、委員から事業者が見つからなかった場合、道の駅の登録から外れるのかについて対したのに対し、「道の駅として登録されるには、二十四時間利用できる駐車場とトイレ等を備えた休憩機能が必須となる。」との答弁がありました。また委員から、開館時間と休館日について対したのに対し、「開館時間は、午前九時から午後五時まで、休館日は水曜日で現状と同じである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十九号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止につきましては、民間手法による施設運営の効率化及びにぎわい創出を

さらに促進するため、規制緩和を目的として本条例を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、条例廃止後の賃貸借契約の内容についてただしたのに対し、「十年ほどの長期契約を予定しているが、月額の利用も含め今後検討していく。」との答弁がありました。また委員から、利用者数についてただしたのに対し、「令和六年度三千六百三十三人、令和五年度四千二百十五人、令和四年度五千七百五十二人、令和三年度七千四百七十人である。」との答弁があり、委員から、プラネタリウムの修繕予定についてただしたのに対し、「多額の費用を有するため修繕の予定はない。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十号 五條市大塔郷土館条例の廃止につきましては、民間手法による施設運営の効率化及びにぎわい創出をさらに促進するため、規制緩和を目的として本条例を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、郷土館の歴史の蔵にある大塔町の文化財等の管理についてただしたのに対し、「文化財としての価値を有するものについては、博物館での収蔵・展示を検討し、それ以外のものについては、市の施設で適切に保管できるように考えていく。」との答弁がありました。また委員から、入館料及び入館者数についてただしたのに対し、「歴史の蔵の入館料は二百円、入館者数は、令和六年度三人である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体は、五條市新町三丁目三番二号、社会福祉法人五條市社会福祉協議会、会長清水 勝、指定の期間は令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの一年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料三百九十五万円以外に社会福祉協議会へ支出している補助金等があるのかについてただしたのに対し、「補助金として、約三千九百万円を補助している。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 財産の取得につきましては、二見地区かわまちづくり計画に基づく、整備事業の実施に向けて、五條市土地開発公社から用地を買い戻すものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、二見地区かわまちづくり計画の計画期間についてただしたのに対し、「令和七年度から令和十一年度までの五年となる。」との答弁があり、委員から、計画の登録から今日までに実行している事業についてただしたのに対し、「今日まで実行している事業はなく、土地の買戻しが令和七年度のスケジュールとなっている。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ二百七十八

万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を、それぞれ四十二億四千三百三十二万二千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であり、質疑はなく、本案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本六議案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本六議案は討論を省略することに決しました。

これより、本六議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本六議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本六議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、本日提出されました議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十五号 一般職の職員への給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）ただいま上程されました議第六十五号 一般職の職員への給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の追加議案書一ページを御覧願います。

改正理由につきましては、令和七年八月七日の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正する内容につきまして御説明申し上げます。

二ページから三ページ上段を御覧願います。

まず、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

第一条は、本年度の自動車等使用者に対する通勤手当の支給月額、宿日直手当の限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表を改正するもので、期末手当及び勤勉手当については本年十二月支給分の支給割合を、それぞれ一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員で現行より百分の二・五ずつ引き上げるものであります。

次に、三ページから七ページ上段において、一般職の職員の給料月額について定める別表第一を、若年層に重点を置きながら全ての職員を対象に引上げを行った給料表に改正するものでございます。

引き続き、七ページ中段から八ページを御覧願います。

第二条では、自動車等使用者に対する支給月額等を規則で定めるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給し、五千円を超えない範囲内で一か月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給するものでございます。

次に、令和八年度以降の一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末及び勤勉手当については、第一条で本年十二月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ百分の二・五引き上げたものを、来年度以降はそれぞれ六月及び十二月の支給割合が均一になるよう振り分け、期末手当を一般職員は百分の百二十六・二五に、定年前再任用短時間勤務職員は百分の七十一・二五に、勤勉手当を一般職員は百分の百六・二五に、定年前再任用短時間勤務職員は百分の五十一・二五にそれぞれ改めるものでございます。

八ページ下段を御覧願います。

次に、第三条は「五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の一部改正で、特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、本年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ百分の二・五引き上げるものとさせていただきます。

九ページを御覧願います。

第四条では令和八年度以降の特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、第三条で本年十二月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ百分の二・五引き上げたものを、来年度以降は六月と十二月の支給割合が均一となるよう振り分け、期末手当は「百分の九十六・二五」、勤勉手当は「百分の八十八・七五」に改めるものとさせていただきます。

九ページ中段を御覧願います。

次に、第五条は「五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正でさせていただきます。

一般職の職員に適用する給料表の改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を九ページから十二ページまでに記載のとおり改めるものとさせていただきます。

次に、附則について御説明申し上げます。

十三ページから十四ページを御覧願います。

附則第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条及び第四条並びに附則第六項の規定は、令和八年四月一日から施行することを定めております。

附則第二項では、本則の規定は、令和七年四月一日に遡って適用することを定めております。

附則第三項から第六項では、「五條市議会議員の議員報酬等に関する条例」及び「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」の規定中にある、改正後の一般職の職員の給与に関する条例からの引用規定の文言を改めるものとさせていただきます。

附則第七項では、改正前に支給した職員の令和七年四月からの給料及び通勤手当並びに令和七年十二月期の期末手当及び勤勉手当は改正後の条例による給与の内払いとみなすことを定めております。

附則第八項では、改正する条例の施行に關しての必要事項を規則に委任することを定めております。

以上で、議第六十五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

トイレ休憩のため、十一時十五分まで休憩をいたします。

午前十時五十七分休憩に入る

午前十一時十五分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、本日提出されました議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）ただいま上程されました議第六十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の追加議案書、十五ページを御覧願います。

改正理由につきましては、令和七年八月七日の人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給与法改正に伴う、特別職の国家公務員給与法の改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正する内容につきまして、御説明申し上げます。

十六ページを御覧願います。

まず、第一条における条例の一部改正は、令和七年度の期末手当の支給割合の改正で、十二月の期末手当の支給割合を「百分の百六十五」から「百分の百七十」に、百分の五引き上げるものでございます。

次に、第二条は令和八年度以降の期末手当の支給割合の改正で、前条で本年十二月の期末手当について百分の五引き上げたものを、来年度以降は六月と十二月の支給割合が均一になるよう振り分け、それぞれ「百分の百六十七・五」に改めるものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第一条第一項は、この条例を公布日から施行することとし、本則第二条の規定は、令和八年四月一日から施行することを定めております。

また第二項は、本則第一条の適用日を令和七年十一月三十日とするものであり、第二条は、改正前に支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払とみなすことを定めております。

以上で、議第六十六号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）別表で説明の表を配っていたいただいておるんですけども、改正内容としては月額支給が〇・〇五上がって、そして令和八年度

には、この改定差はゼロになると書いてあるんですけども。具体的にどのようになると変わるのか再度、説明いただきたいと思ひます。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の議員の議員報酬に関するところでございますが、期末手当、ボーナスの改定でございます。以上でございます。

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）期末手当というのは存じ上げております。その〇・〇五、月額支給が最終的には上がると、この別表ですよ。そして、この②のほうで八年度以降、これが上がったままでゼロになる、変わりがなしということなんですか。その辺のちよつと御説明をいただきたいです。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。  
今回、〇・〇五の改正でございます。令和八年度以降、六月期と十二月期のボーナスで〇・〇二五ということで振り分けをさしていただきます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）要は、〇・〇五が上がって、それを今度から振り分けてしまう、はい、分かりました。

今回、議員のほうにも配慮していただいておりますけれども、一般職、先ほどの条例、給与条例改正になりました。それは、いわゆる民間企業との差を詰めるためという提案理由ございました。今回、この議員を上程していただくのは結構かと思うんですけれども、市長並びに副市長、教育長の特別職、今回、上げられなかった。その上げられなかった理由を教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）まず初めに、物価高騰などもございますし、今の五條市の財政状況からいきましたも、特別職として今、上げるべきではないというふうに判断をいたしたところでございます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、本日提出されました議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十七号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第六十七号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第六号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に、四億八千三百八十三万二千円を追加し、総額で二百二十五億九千九百八十五万七千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費から教育費の各費目の一節 報酬、二節 給料、三節 職員手当等、四節 共済費、八節 旅費でございますが、人事院勧告及び人事異動等により現計予算に過不足が生じることから追加、もしくは減額を行うもので、各費目の人件費に該当する部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、議会費の三節 職員手当等のうち、議員期末手当の三十七万七千円でございますが、人事院勧告に伴う国家公務員給与法改正に準じ改正を行うため、所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の需用費から負担金及び交付金の合計五千九百九十九万八千円でございますが、物価高対応子育て応援手当支給事業としてゼロ歳から高校生年代までを養育する者に対し、児童一人当たり二万円を支給するため、所要の経費を計上するものでございます。

十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、商工費、産業振興費の四億二千四十五万七千円でございますが、市民と市内事業者への物価高騰支援として一世帯当たり三万円の地域振興券を交付するため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

六ページの、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

国庫支出金において四億六千六百六十八万六千円を、繰越金において一千七百四十六千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費の追加でございます。

民生費、児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業の一千三百五十五万三千円でございますが、支給事務が四月以降も継続するため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、商工費の地域振興券事業の四億二千四十五万七千円でございますが、地域振興券の使用期限を九月としており、事業が四月以降も継続するため翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）一般質問でも、この物価高騰対策の重点支援について聞かせていただきました。今回、地域振興券という形で発行していた

だくことは大変ありがたいことかなと思います。そこで、一世帯三万円、国のほうの財源から見合わせて、世帯三万円となったわけだと思うんですけども、これ一世帯に一家族五人いてる場合も一人の場合も同じ三万円だと思うんですけども、この一世帯三万円に至った理由を教えてくださいいただけますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当市の世帯構成を見ますと、一人世帯、二人世帯で約七五%でございます。三人以上の世帯は子育て世帯と思われ、今回の補正では子育て世帯の子供一人当たり二万円を追加して支給する事業もあることから、世帯単位での発行でも不公平感が少ないのではないかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）二人世帯以上の方が七五%おると、三人以上がその残り二五%、その世帯はほとんど子供さんで国からの支給もあるからというような雰囲気になれるんですが、一世帯で光熱費等を考えていくと、やはりちよつと変わってくるんではないかなと思うんですけども、この三人以上の世帯、高齢者の方もいらつしやると思うんですけども、この世帯三万円、それぞれ自治体でも格差があるうかと思うんです。

三万円頂くのは大変ありがたい話で、世帯とその一人当たりに換算したら、これ一体幾らぐらいを想定できるんですかね。そこまで試算はしてませんか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

約一万五千円あたりと、計算となると試算できます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）恐らく、それぐらいになるうかと思う。

公平性に欠けるとは言い難い部分もございますが、しっかりと早期にお願いしたいと思えます。この早期に当たったの取組についてなんですけども、早いところでは年度内に開始できる地域もございますが、私どもの地域、これ四月からというふうになってございますけども、も

もう少し早くすることはできないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

配付に対して、郵便等もございまして、準備に所要の日数かかると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）年度内に本当はしていただければ、大変ありがたい話です。その中で人の移動等も生まれてきます。また、子供さんを抱えているところは入卒等の経緯もございまして、その辺できるだけ早くしていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）先ほどの説明で、物価高騰対応による子育て支援のほうは、ゼロ歳児から高校生までが一人二万円というお話をいただいたんですけども、この商工費の中の地域振興券ですけども三万円というお話、一世帯当たり。これは市民税非課税とか、そういうのは関係ありませんね。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

十一月末現在の登録世帯の方々に配付するものでございます。全ての世帯に配布するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、このうちの全部、地域振興券のうちで、以前でしたら食事券とかつていうのに分かれとったんやけども、その割合はどのようになってますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

今回、三万円のうち共通券を二万七千円分、また三千元を飲食店専用と予定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第六、本日提出されました議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。亀田すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 亀田和章登壇〕

○すこやか市民部長（亀田和章）ただいま上程されました議第六十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第一号）の二ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億三千七百万円と

するものであります。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出の欄を御覧いただきたいと存じます。

一款 総務費、一項 総務管理費、一目 一般管理費、三百万円でございますが、人事院勧告及び人事異動に伴い、職員の人件費に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ上段、歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

三款 繰入金、一項 他会計繰入金、一目 一般会計繰入金において、三百万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、同第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第十一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程されました同第十一号 五條市公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、河本順子委員が令和八年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり、地方公務員法第九条の二第二項の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

河本氏は昭和五十四年から県内公立学校教諭として教壇に立たれ、五條市教育委員会事務局指導主事、市内小学校校長を歴任され、人事行政にも高い見識を有する人であり、現在は公平委員として御尽力いただいているところであります。人格は高潔で地方自治にも精通をされており、これらの経験と知見を生かし、また女性の視点による職員の不利益処分などの審理に公平な判断をいただけるものと強く確信いたす次第であります。議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、同第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第十二号 五條市監査委員の選任について。

○議長（窪 佳秀）地方自治法第百七十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程されました同第十二号 五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、議員から選任をいたしておりました吉田雅範委員が、本年十一月三十一日の議員の任期満了により、監査委員の任期も満了となりましたので、新たな監査委員を選任いたしたく、地方自治法第百九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めるところであります。

吉田雅範議員には在任中、鋭意、五條市の在り方について、また効率的な監査に御尽力いただいたところであります。吉田雅範議員には再度、監査委員として御尽力をいただきたく、議員のうちから選任する監査委員をお願いするものであります。

同議員は、人格は高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する方であり、議員各位には何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

吉田雅範議員の入場を許します。

〔吉田雅範議員入場〕

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第八号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

標記のことに、地方自治法第百十二条及び五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和七年十二月二十四日提出

提出者 五條市議会議員 谷 勝啓  
賛成者 五條市議会議員 仲山 嘉

○議長（窪 佳秀）提案理由の趣旨説明を求めます。（「六番」の声あり）六番、谷 勝啓議員。

〔六番 谷 勝啓登壇〕

○六番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただいたので、始めさせていただきます。

今回、五條市議会議員の定数を定める条例の五條市議会議員の議員数を一部改正、十二人を十人に改める発議を提出させていただきました。議員定数削減を出すのは議員になる前から合わせて五回目です。今年九月に私の公約であります議員定数削減の条例制定の請求をさせていただきましたが、賛成は仲山 嘉議員と私二人だけで否決されました。今回、選挙で新人さんも三人入ってきて、七十五歳以上の後期高齢者の三人が退任されました。新人三人、若手が入って平均年齢が下がりました。新人の人たちの考えも討論もはっきり聞かせていただきたいです。

日本全体でも国会でも、議員定数削減案も出ています。人口が減っているのに議員を減らさないのはおかしいです。私は議員定数削減の条例制定を令和三年、四年前にも議員ではないときに市民から八百七名の御署名をいただき、請求させていただきましたが、全会一致でそのときも否決されました。今年三月に私一人で、一千九百四十七人の署名を集めました。五條市の十八歳以上の選挙権のある人の八・二四％の人の声ですが、賛成は私と仲山 嘉議員、二人だけで否決されました。

五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。全国的に見ても、全国最低レベルとなっております。五條市は十二年前、平成二十五年に議員定数を十五名から十二名に条例改正されて以来、令和七年十二月現在、十二年間、人口は約三万三千人から約二万五千人、約八千人、二三・三二％も減少しています。議員定数を二人削減すると、年間約一千五百万円、任期四年として約六千万円、経費、視察なども減るので、約七千万円の節税になります。奈良県十二市の中で比べると、五條市の人口は十一番目に人口が少なく、人口減少率はマイナス二三・三二％、十二市の中で一番人口の割に人が減っています。もうすぐ御所市よりも人口が減って、奈良県最下位になるのは時間の問題だと思います。五條市は西吉野村と大塔村と合併してこの人数ですから、大阪に通いやすい、私鉄が通っている、人口流出が少ない御所市より、五條市が人口が少なくなるのは時間の問題です。人口と人口減少率に合わせた議員数、例えば五條市と同じように十二年も議員定数を減らしていない香芝市、人口が一％も十二年で減っていません。たったマイナス〇・三六％です。十二年で人口が二百八十人しか減っていません。五條市は八千

人も減っています。香芝市は議員を減らさなくて当たり前だと思えます。五條市は十二年で十二市最高人口減少率マイナス二三・三二%、約八千人も減っています。例えば葛城市、令和七年、今年に十五人から十三人に減らしていますが、人口は十二年でプラス二・三二%、八百四十五人、人口が増えています。人口が増える市でも議員を減らして節税してる市があるんです。例えば奈良市、人口三十四万五千八百六十二人、議員が三十九人ですが、人口を議員数で割ると議員一人で八千八百六十八人を見ていることになりました。五條市は人口は今、二万五千七十七人、議員が十二人、議員一人で二千九十九人しか見ていません。奈良市の議員は、五條市の議員の一人です。四・二倍以上の市民数を見ている。

令和二年、五條市では官製談合事件でも一年以上、議員が一人不在でも全然、普通に十一人で議会もやれていましたし、何せ今月も議会月ですが市役所に出ているのは議会月で一月に委員会を含めても月に六日、議会は三月、六月、九月、十二月、年四回ですから、年間二十四日、予算決算を合わせても年間で三十日、一年のうちの八・二二%、一年、十二か月のうち、一か月しか市役所に登庁するだけでいけます。その一年で一か月しか出てこなくていいのに、居眠りをしている議員がたくさんいます。先輩、OB議員に、一回やったら辞められないやろう、こんな仕事、楽な仕事ないやろうと言われて、私もそのとおりだなと、幾らでも怠けられると思えば怠けられる、実感しました。私は市民の要望などを聞いて、毎日ほど市役所をうろうろしていますが、ほとんど議員さんとは会いません。議員は外で市民の要望なども聞くのも仕事なので、外で仕事をしているとは思いますが、全然二人減らしても行政に影響はないと思います。

五條市は非常に財政も厳しく、全国的に見ても全国最低レベルです。十二年で八千人も、二三・三二%も人口が減っているのに、議員を減らさないのはおかしいと思います。まだ、この人数でいくのですか。市民は議員数を決められません。今こそ、議員自身が身を切る改革が必要ではないでしょうか。節税にもなって、二人減らした分、十人で十二人の仕事をすればいいだけじゃないでしょうか。数より質ではないでしょうか。次の選挙のことばかり考えていませんか。頑張っている人は選挙に落選しません。私たちの議員報酬は市民様の税金です。五條市のことを一番に考えてください。反対の意見があるなら、全員反対討論していただきたかったです。この後、質問ができませんが、一人も反対討論をしないようですね。反対の意見があるなら反対討論していただきたかったです。この後、質問ができませんが、反対討論もしないのに急に質問だけする人がいたら最低だと思います。私は一番に五條市のことを考えているんです。私は最下位で今回、当選したのでパフォーマンスなんかではありません。五條市のために議員生命をかけています。議員になる四年前から署名を集めて、議員削減運動をしています。署名も二回しました。今回、発議も六月、九月、十二月と出しています、三回出しています。全部で五回目です。このままでは五條市に明るい未来はありません。どうか、市で議員八人でやっている地方自治体もあります。議員各位には何とぞ御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに仲山 嘉議員の発言を許します。（「四番」の声あり）四番、仲山 嘉議員。

〔四番 仲山 嘉登壇〕

○四番（仲山 嘉）ただいま上程されました発議第八号、谷議員提出による議員定数削減の件につきまして、賛成者として討論を行います。

本議案は単に議員の人数を減らすという形式的な議論ではなく、現在の五條市議会が市民の皆様が目にとどくように映っているのか、その点を私たち自身に問いかける重要な提案であると受け止めております。市民の皆様から寄せられる声は、決して感情的なものではなく、ごく率直で生活実感に根差したものでございます。人口が減少している中で議員の数はこのままでよいのか、議会もまた時代の変化に応じた見直しが必要ではないか、こうした声は少なからず市民が抱えている思いであると感じております。私たち議員は市民の代表として、その率直な思いから目を向けるべきではないかと考えます。もちろん、定数が減ることにより市民の声が届きにくくなるのではないかと、多様な意見が反映されなくなるのではないかと、そうした懸念があることも十分に理解しております。しかしながら、私はむしろ定数削減によって、一人一人の議員にこれまで以上に重い責任と役割が課せられることになり、その結果としてより真剣に、より深く、市民の声を受け止め、拾い上げる議会となると考えております。数に頼る議会ではなく、質で信頼される議会へ、これこそがこれからの五條市議会に求められている姿ではないでしょうか。また、今回の定数削減による財政的効果は、決して市財政を大きく左右するものではありません。しかし、市民の皆様が注目されているのは金額そのものではなく、議会が自ら改革に取り組む姿勢を示しているかどうかで考えます。市民生活が厳しさを増す中であって、

議会だけが現状を維持し続けるという印象を与えることは、市民理解を得る上で決して望ましいことではございません。谷議員が本議案を提出された背景には、こうした市民感情を重く受け止め、議会の在り方を見直そうとする問題意識があるものと私は理解し評価しております。市民に寄り添う議会とは何か、その答えの一つが、まず私たち自身が変わることであるならば、今回の提案はその第一歩として意義あるものだと考えます。

以上の理由から、谷議員提出による本議案に対し、賛成者として賛成の立場を明確に表明し討論といたします。  
以上で終わります。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 発議第九号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について

○議長（窪 佳秀） 提案理由の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり） 十番、山口耕司議員。

〔十番 山口耕司登壇〕

○十番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成二十八年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級十二級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

一、自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

一、被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

一、各都道府県での診療が可能となるような診療体制拡充の措置を講じること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

令和七年十二月二十四日 提出

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第十号 五條市議会議規則の一部改正について

標記のことについて、地方自治法第百十二条及び五條市議会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和七年十二月二十四日 提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 吉田雅範

○議長（窪 佳秀）提案理由の趣旨説明を求めます。（「十二番」の声あり）議会議会運営委員会、吉田雅範委員長。

〔議会議会運営委員会 吉田雅範登壇〕

○議会議会運営委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号 五條市議会議規則の一部改

正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨はタブレット等情報通信端末機器の議場等への持ち込みについて、新たに規定を設けるため、本規則の一部を別紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

改正の内容については、次のとおりであります。

五條市議会会議規則第五十七条の次に、情報通信端末機器の使用として、次の一条を加えるものであります。

第五十七条の二、議員は情報通信端末機器（議長が指定するものに限る。）を議場または委員会の会議室に持ち込み、会議において使用することができる。ただし、前条の配布を電子データにより行う場合は、議長または委員長長の許可を得なければならない。

第二項、議員の情報通信端末機器の使用については、第五十六条（新聞紙等の閲読禁止）の規定を準用する。

第三項、第一項本文及び前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

以上を加えるものであります。

附則で、規則の施行を公布の日からとしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。た。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（窪 佳秀）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第五十五条の規定により、お手元に配付しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、申請どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は二十五日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を

目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。また季節柄、健康には十分御自愛いただき、よい年をお迎えいただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございます。ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年第四回十二月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。今議会に提出いたしました全議案につきまして、原案のとおり御議決をいただき、お礼を申し上げます。

また、窪議長と秋本副議長が就任され、新体制でのスタートを切っていただくこととなりました。議員各位には、市民の皆様に住んでよかったと思っただけの市政運営に向け、今後とも本市の発展にさらなる御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今年も残すところあと僅かとなり、寒さもいよいよ厳しくなってきました。議員各位には、健康には十分御留意いただき、今後とも市政の発展と住民福祉向上のため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）これをもちまして、令和七年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後零時十一分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議	會	議	長	窪	佳	秀		
署	名	議	員	田	中	隆	史	
署	名	議	員	小	笠	原	由	子
署	名	議	員	中	本	賢	二	

